

# 里親や児童養護施設等、社会的養護を受ける児童生徒への配慮を要する具体的な対応の例

## 通称名

運動会・通学班などの各種案内  
→社会的養護受給者の有無について養育員会へ情報を共有する  
→封筒の名前表記を通称名にする

場面1

就学時健康診断  
→名簿表記、呼名を通称名で行う

幼・保・小連絡会議  
→社会的養護対象者の確認(引継ぎ)

## 生い立ちを扱う授業例

場面2

生活科「成長の振り返り」[注2年]  
以下のごことは控えるようにする  
・出生時の写真や母子手帳の持参  
・出産時の様子を聞き取り  
・名前の由来を聞き取り  
→一律に過去から順じた必要はなく、小学校生活を振り返ることも学習は可能

場面3

総合「二分の一成人式」  
[注4年]  
上記のほか、親からの手紙は控えるようにする  
→感謝の手紙を書かせる際にも相手手帳に限定せず

総合「未来に向かって」  
[注6年]

道徳「生命尊重」「家族愛」[全年]

小・中連絡会議  
→社会的養護対象者の確認(引継ぎ)

小・中連絡会議  
→社会的養護対象者の確認(引継ぎ)

入学・進級(1年・2年・3年)  
→各教科の担当者とも情報を共有する

小学校の「※」は中学校においても配慮が必要である

## 進路関係書類

→本人や里親等の希望に基づき通称名での記載も可能  
→入学願書、調査書、その他の書類の名前表記は統一する

## 就学前

## 小学校

## 中学校

## 就学前

## 小学校

## 中学校

# 里親や児童養護施設等、社会的養護を受ける児童生徒への配慮

## 社会的養護とは？

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

(厚生労働省HPより)

## 里親とは？

病気や家庭の事情など何らかの理由で親が子供を育てられない場合に、一時的または継続的に、子供を預かり、育てる人のことです。

(埼玉県福祉部こども安全課HPより)

## 児童養護施設とは？

保護者のない児童(乳児を除く)。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

(児童福祉法第41条より)

## 埼玉県内の状況は？

【里親】  
平成29年3月31日現在、666世帯の方が里親として登録され、275人の子供が養育されています。

【児童養護施設】  
平成29年4月1日現在、22施設(私立18、県立3、市立1)において、1,266人の子供が養育されています。

# 里親や児童養護施設等、社会的養護を受ける児童生徒への配慮 こんなときは、どうしたらよいでしょう？

## 対応

以下のような場面において、どのような配慮が必要でしょうか。

**場面 1**  
4月に入学する予定の自宅に、通学班の集合場所や集合時刻等を書いた手紙を通学班長に届けてもらう場面。

A 1

**場面 2**  
生活科の「自分自身の成長を振り返る」学習で、児童が「成長アルバム」を作る課題に取り組む場面。

A 2

**場面 3**  
総合的な学習の時間で、「二分の一成人式」を行う際に、これまでを振り返って感謝の気持ちを伝える手紙を書く場面。

A 3

**場面 4**  
当該学年の課程を修了し児童生徒が進級する、あるいは児童が中学校に進学する場面。

A 4

**場面 5**  
卒業式において、本人や里親等から通称名を希望する申し出があった際に、卒業証書を授与する場面。

A 5

個人で、また学年内や学校全体で、このような場合に、どのように対応するとよいか検討してみましょう。

